

受援側の準備・留意点

自治医科大学看護学部
春山早苗

「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」

(令和2年6月19日) <https://www.mhlw.go.jp/content/000641920.pdf>

- 各自治体において全庁的に取り組む
- 本庁と管内保健所の更なる連携強化はもとより、都道府県と管内の保健所設置市や特別区の一層の連携を図る
- 都道府県が中心となり、相互に連携の上、体制整備に取り組む

保健所の体制整備のために期待される人材

- 保健所内の感染症担当以外の保健師等技術系職員及び事務系職員
- 保健所以外の当該都道府県内の保健師等技術系職員及び事務系職員
（保健所設置市及び特別区への当該都道府県からの支援を含む）
- 保健師有資格者のうち現在職についていない者（退職した潜在保健師等）
- 地域の看護協会等の関係団体の保健師等
- 教育研究機関・関係学会等からの保健師等
- 保健所管内市町村保健師等
- 他の都道府県等自治体の保健師等
- 民間事業者の派遣看護職（保健師・助産師・看護師）

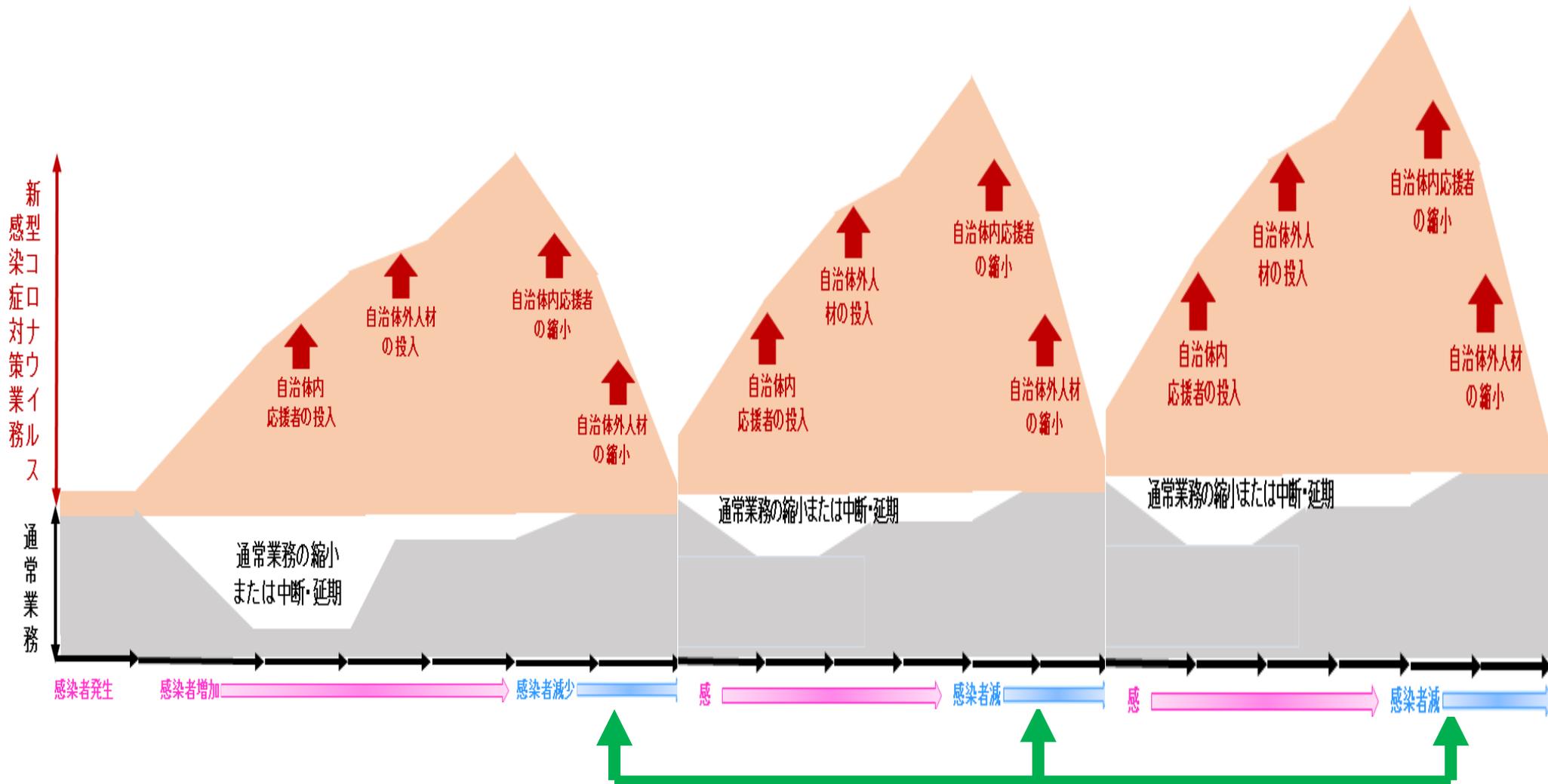
厚生労働省健康局健康課長/同結核感染症課長/総務省自治財政局調整課長

「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000680239.pdf>

- ・都道府県を越えた保健師等の専門職の応援派遣スキームの構築
- ・都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設の検討
- ・保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置の検討

COVID-19対策に伴う業務量の変化と 人材活用のイメージ



受援の必要性を判断する局面

➤ 感染者が増加している

感染状況の判断指標①直近1週間の人口10万人当たり累積報告数②直近1週間の倍加時間③直近1週間の感染経路不明の症例の割合等を参考に（末尾の参考資料2）

➤ 通常業務が滞る又は中断を余儀なくされる

末尾の参考資料3)別添2「縮小・延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト」等を参考にBCPを立てる

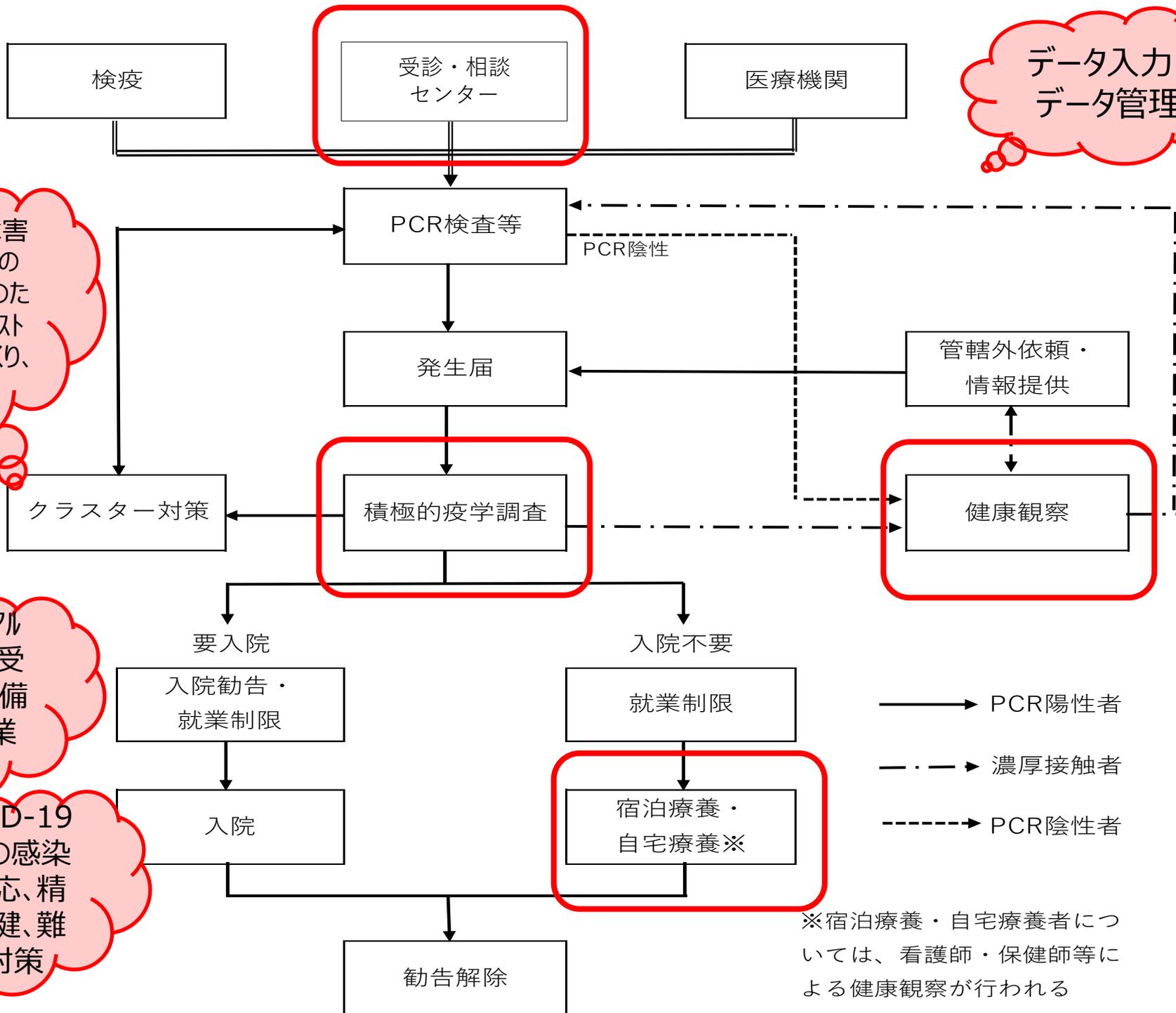
➤ 保健所職員の時間外勤務が継続・増加している

迅速・的確な対応をするために、また職員の健康を守るために、職員が休養・休暇をとることのできる体制を整える

➤ 通常業務を再開する必要がある

感染対策の一方で『新しい生活様式』等によるCOVID-19以外の健康リスクも考慮して優先順位を検討しBCPを立てる

応援派遣者等に依頼する業務



高齢者・障害者施設等の感染対策のためのチェックリストやマニュアルづくり、指導

業務マニュアルづくり等の受援体制整備のための業務

COVID-19以外の感染症対応、精神保健、難病対策

データ入力・データ管理

※宿泊療養・自宅療養者については、看護師・保健師等による健康観察が行われる

受援のための体制整備

➤ 方針の決定及び計画の立案

時間外や土日も含めた活動体制とその体制に応じた業務ごとの必要人員数、確保する人材、期間等を検討し、受援の計画を立てる

➤ 業務フローや指揮命令系統等を明確にする

受援により対応の漏れや不足が生じないように、全体の業務体制並びに具体的な業務フローや指揮命令系統等を明確にする

➤ 依頼する業務を明確にする

保健師等技術系職員の専門的な能力が必要な業務と事務系職員で代替可能な業務、当該保健所の職員が担う業務と当該自治体内の職員が担う業務、応援派遣者等が担う業務を検討し、決定する

➤ 業務マニュアルの整備や研修計画を立てる

各業務のマニュアルの整備や研修の実施、応援派遣者等のリーダーの決定、依頼業務をマネジメントしたりサポートできる人材の確保等の必要性を検討し、計画に盛り込む

➤ 方針・計画の合意を得て共有する

方針及び計画の合意を得て保健所内や当該自治体内で共有するとともに、保健所機能の維持等の面から評価を行い、必要時、方針や計画、保健所体制を見直す

業務フローの明確化及び依頼する業務範囲の検討

－業務フローの例－

【受診・相談センター（電話相談）】



【健康観察】

□ 自宅療養者



□ 濃厚接触者



□ 帰国者



業務フローの明確化及び依頼する業務範囲の検討

－業務フローの例－

【積極的疫学調査（患者調査・接触者調査）】

事前準備（発生届に基づく調査票・行動票等への転記）

電話による行動調査・保健指導、宿泊療養又は入院の説明

感染源・感染経路の探索、濃厚接触者の特定、クラスターか否かについて担当者に報告・協議

濃厚接触者のリストアップ又は職場や学校等の場合は窓口者に依頼

濃厚接触者の調査

濃厚接触者のPCR検査の手配

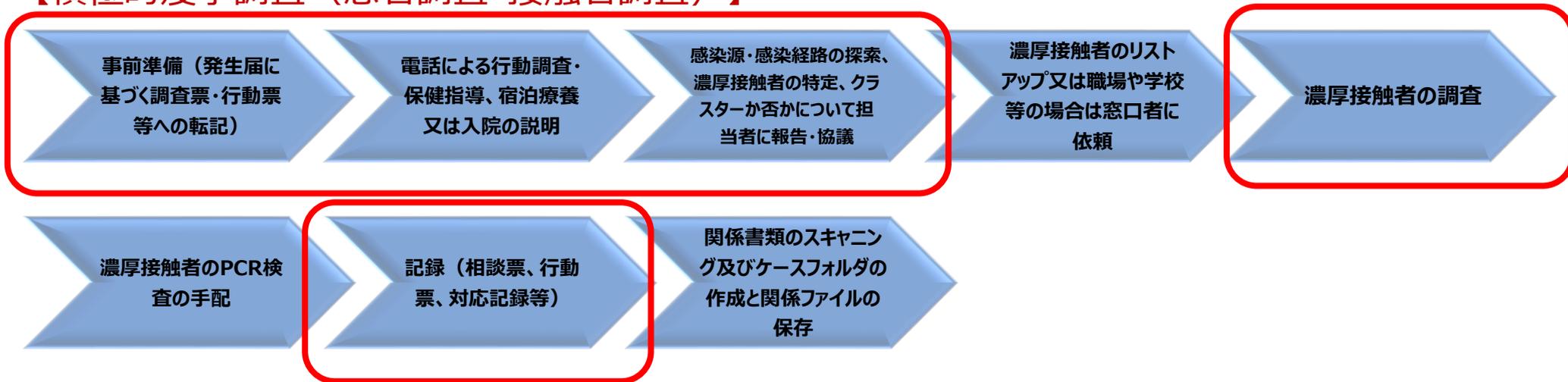
記録（相談票、行動票、対応記録等）

関係書類のスキャン及びケースフォルダの作成と関係ファイルの保存

業務フローの明確化及び依頼する業務範囲の検討

－業務フローの例－

【積極的疫学調査（患者調査・接触者調査）】



- 業務フローを明確にする
 - 応援派遣者等に依頼する業務範囲を明確にする
 - 現場の医師・保健師等の保健所職員に判断を仰ぐ、あるいは確認を得ることが必要なことを応援派遣者等に明確に伝える
 - 指揮命令システムを明確にする→担当業務を終えた際の報告者、また業務従事中に担当業務が終わらなかった場合の引継ぎ方法等を含めて
 - 依頼する業務について、応援派遣者等の相談役を決める
 - 業務マニュアル等を作成する
- 等

オリエンテーション及び応援派遣業務に必要な資料の準備

－ 応援派遣者へのオリエンテーション内容の例 －

- ① 組織体制、指揮命令系統（応援派遣者等は受援側の指揮下にあること）等
- ② 実施体制（受診・相談センター・地域PCRセンター・宿泊療養施設等の検査・療養体制、健康観察実施体制等）及び関係機関名・連絡先
- ③ 地域の発生状況（感染者数（入院患者数・宿泊療養者数・自宅療養者数）、濃厚接触者数または健康観察対象者数、クラスター発生状況、受診・相談センターの相談対応件数、PCR検査数等）
- ④ 業務の概要
 - ・ 全体方針、業務内容、現在の課題、応援派遣者に期待すること等
 - ・ 他の応援派遣者による支援状況
- ⑤ 個人情報取扱規程
- ⑥ 各業務で使用するガイドライン、マニュアル、様式等
- ⑦ 業務実施上の留意事項
 - ・ 服務規程に関すること（勤務時間、休憩時間、名札の着用等）
 - ・ 業務に関する情報の共有方法（ミーティング、連絡ノート、連絡メール、ホワイトボード等）
 - ・ 資機材の使用方法
 - ・ 自身の安全及び健康管理（健康観察の実施、緊急連絡先の確認）

応援者派遣者等のための執務スペース および資機材の準備

➤ 業務全般

- ・PC、プリンター、WiFiルーター、電話、FAX、電源、机、椅子、ホワイトボード、ライティングシート、事務用品 等
- ・地図（受診・相談センター、PCR検査実施医療機関、入院及び宿泊療養施設のプロット）
- ・各種参考資料（住民、企業・事業者、教育機関、福祉施設等対象種別ごと）

➤ 電話相談

- ・電話相談マニュアル
- ・相談対応記録様式（記録及び集計・報告のための様式）

➤ 積極的疫学調査/健康観察

- ・積極的疫学調査マニュアル、健康観察マニュアル
- ・積極的疫学調査調査票、健康観察記録様式 等

管理的立場にある職員の役割

➤ 投入する人材の雇用形態の検討

例えば、非常勤職員として任用する際には、あらかじめ、任用に必要な事項（任期、勤務時間、給与等）を詳細に整理し、準備しておく

➤ 受援の意思決定後の応援派遣元との調整窓口

受援の目的・期間・内容等について応援派遣元と調整する

➤ 組織的な受入れ体制の整備

受援の目的・期間・内容等を組織内で共有し、コンセンサスを得るとともに、組織的な受け入れ体制を整備する

➤ 応援派遣者等が業務を行う班等のリーダーの後方支援

業務内容や業務遂行上の課題等について相談に応じ、調整する

➤ 受援計画の変更に関する意思決定と調整

受援期間の延長や業務内容の変更等に関する調整を行う

受援側が応援派遣者等と連携・協働するための留意点

➤ 情報を共有する

新型コロナウイルス感染症に関する情報や、組織内での対応方法、手順等は、日々変化する可能性がある。応援派遣者等も交えて定期的にミーティングを行う等、情報の共有に努める。

➤ 相互の動きを理解する

受援側と応援派遣者等が相互の動きを理解することが、スムーズな受援による活動につながる。それぞれが担っている役割や活動内容、業務と業務の関連等について、意図的に応援派遣者等とコミュニケーションを図り、双方が相互の動きを理解できるように努める。

➤ 応援派遣者等のマンパワーを得て、各業務の担い手を増やす

長期戦であることを考慮して、応援派遣者等により、各業務の担い手を増やし、感染症担当部署の職員でなければ、あるいは現場の保健所職員でなければ対応できない業務を減らす。

参考資料

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策における応援派遣及び受援のための手引き（令和2年8月30日）． 令和2年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアルの作成と検証」（研究代表者 春山早苗）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000671711.pdf>
- 2) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議：新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月14日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630600.pdf>
- 3) 厚生労働省健康局健康課長/同結核感染症課長/総務省自治財政局調整課長：「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策における応援派遣及び受援に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000680239.pdf>